

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年4月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600629号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700003号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成20年8月8日は21万8,000円、同年12月25日は21万3,000円、平成21年8月7日は24万円、同年12月24日は24万5,000円、平成22年7月29日及び同年12月27日は28万円に訂正することが必要である。

平成20年8月8日、同年12月25日、平成21年8月7日、同年12月24日、平成22年7月29日及び同年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月8日、同年12月25日、平成21年8月7日、同年12月24日、平成22年7月29日及び同年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月8日
② 平成20年12月25日
③ 平成21年8月7日
④ 平成21年12月24日
⑤ 平成22年7月29日
⑥ 平成22年12月27日

請求期間①から⑥までの各期間について、A社から賞与が支払われ、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までの各期間について、A社及び請求者から提出された賞与台帳により、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は21万8,000円、請求期間②は21万3,000円、請求期間③は24万円、請求期間④は24万5,000円、請求期間⑤及び⑥は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600706号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700004号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月30日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

厚生年金保険の記録では、請求期間である平成19年12月にA社から支払われた賞与の記録が無い。

請求期間について、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる支払明細書を提出するので、保険給付に反映する標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書及び預金通帳(写し)の入金履歴並びに同僚の陳述から、平成19年12月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間の賞与に係る届出及び保険料納付について、いずれも不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600609号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700005号

第1 結論

請求者のA社B支店における昭和53年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和53年7月1日から同年10月1日までは19万円を22万円とする。

昭和53年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年7月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店における請求期間の標準報酬月額が19万円と記録されているが、当該標準報酬月額の記録は、社会保険事務所(当時)の事務処理誤りによるものであるため、請求期間の標準報酬月額を22万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の記録では、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、昭和53年7月1日付で、従前の22万円から19万円に改定されている。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る報酬月額の届出について、「昭和52年10月1日の算定基礎届は提出したと思われるが、それ以外の届は提出していないと思われる。」旨回答しており、同社から提出された請求者に係る社員カードには、請求者の請求期間に係る給与額が22万400円と記録されている。

また、A社の事務担当者は、「請求者の給与は完全月給制であり、欠勤があっても給与が下がることはない。また、勤務期間中に休職や減給があった場合は、社員カードにその旨を記載するが、請求者の社員カードにはそのような記載が無いことから、請求者について、減給の月額変更届を提出する理由は見当たらない。」旨陳述している。

さらに、請求期間当時にA社が加入していたC厚生年金基金から提出された基本異動記録には、請求者の請求期間に係る標準給与は22万円と記録されており、昭和53年7月1日に標準給与が変更された記録は無い。

加えて、A社及びC厚生年金基金の各事務担当者は、「請求期間当時の届書用紙は、社会保険事務所提出用とC厚生年金基金提出用が一体となった複写の様式のものを使用していたと思われる。」旨、それぞれ陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の請求期間に係る報酬月額について、前述の厚生年金基金の記録どおり、標準報酬月額22万円に見合う額を社会保険事務所に届けたと認められることから、請求者の昭和53年7月1日から同年10月1日までの標準報酬月額を22万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600525号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1700001号

第1 結論

昭和35年10月19日から昭和39年4月5日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年10月19日から昭和39年4月5日まで
年金記録では、請求期間が脱退手当金を受給した期間になっている。

しかし、請求期間に勤務したA社を退職後、すぐに同社の関連会社であるB社に勤務した
ので、脱退手当金を受給するための手続は行っておらず、脱退手当金を受給するはずがない。
請求期間について、年金額に反映する厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構C広域事務センターから提出されたD社会保険事務所(当時)の「昭和39年脱退手当金受付簿」によると、請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書が昭和39年5月1日に受理されていることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、請求者の請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、前述の裁定請求書が受理された日から約2か月後の昭和39年7月13日に支給決定されているなど、当該支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。